

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第十六號

昭和八年十二月鳥取縣令第三十七號自動車運轉者試驗規則中次のように改める

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十九條 運轉免許車輛検査等ノ手数料ハ左ノ通トス

- 一 運轉免許試験手数料 金二十圓
- 二 運轉免許試験一部省略ニ對スル手数料 金十五圓
- 三 運轉免許學科再試験手数料 金十五圓
- 四 運轉免許證交付手数料 金十五圓
- 五 運轉免許證再交付手数料一回ニ附 金十五圓
- 六 普通自動車登録交付手数料一臺ニ附 金十五圓
- 七 特殊自動車登録交付手数料一臺ニ附 金十五圓

昭和二十二年八月十五日
第八百三十四號

金 曜 日

本報ノ大キサハ規定通りナリ

八 小型自動車登録證交付手数料一臺ニ附 金十圓
 九 自動車登録證再交付手数料一臺ニ附 金十圓
 附 則
 この規則は昭和二十二年七月十四日からこれを施行する

告示

鳥取縣告示第三百四十九號

昭和二十二年開令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取縣東伯郡倉吉町長並に同縣同郡旭村長の候補者につき覽書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年八月十六日より
 年八月二十一日まで

鳥取縣公報 毎週日發行(休日を除く)

昭和二十二年八月十五日
第八百三十四號

昭和二十二年八月十五日
第八百三十四號

鳥取縣告示第三百五十一號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 氣高郡神戶村大字岩坪四七七

現住所及開業地 同

昭和二十二年八月八日第一、一〇三號

淺 田 時 子

大正十五年六月 日生

本籍地 大阪市東區東阪町四六四

現住所及開業地 米子市柁町一丁目二五岡空醫院方

昭和二十二年八月八日第一、二〇四號

今 泉 夏 子

明治四十四年七月 日生

鳥取縣告示第三百五十一號

鳥取縣裝蹄師會にたいし制蹄及び裝蹄料金改正の件を次のように認可した。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

馬 裝蹄料(一頭二付) 尋常蹄鐵 金貳百四拾圓

同 (同) 水上蹄鐵 金參百圓

同 (同) 競走蹄鐵 金參百圓

削蹄料(同) 金五拾圓

備考一、蹄馬及び特種の技術を要するものは別に相當の

料金を申受けることができる

二、古蹄鐵再用の場合は右料金から六拾圓を差引いた額とする

鳥取縣告示第三百五十二號

農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

長岡 健二 山口 重治 氣高郡勝谷村 昭和二十二年七月十九日

今本 克巳 鈴木 勳 同 同

前田 辰巳 三ツ田友藏 東伯郡東郷村 同七月十五日

横田 一夫 徳田 玄徳 同	同
山本 和雄 横川 新一 同	同
清水 嘉市 清水 菊藏 同	同
片岡 昭一 長尾 廉一 同	同
大塚 明 西伯郡名和村 同五月一日	同
安藤 弘道 竹中 豊繁 東伯郡上小鴨村同七月十九日	同
山根 鐵藏 同	同
鶴本 虎藏 同	同
西村 新松 岸野 源一 八頭郡八束村 同七月二十四日	同
北本信太郎 松田 正秋 同	同
保木本 聰 保木本劇明 同	同
小松作十郎 朝倉熊次郎 同	同
佐々木文土 石賀 常藏 東伯郡由良町 同七月三十日	同
本田 正治 濱尾 定藏 同	同
大西 達雪 岩屋 正勝 同	同
松井 薫 岸本 若信 東伯郡社村 同七月二十一日	同
山本 秋正 大森 伊藏 同	同
谷口 義雄 岩本 忠利 東伯郡三徳村 同七月二十五日	同

村上 幸雄 村上 友好 東伯郡淺津村 同七月三十一日	同
廣富 重臣 廣富 俊雄 氣高郡中郷村 同七月二十六日	同
山本 勳 山本 政春 岩美郡宇倍野村同八月二日	同
小谷 岩松 中野 淺藏 同	同
佐々木久治 宮川 初治 同	同
福田 一孝 民木 吉藏 同	同
生田 正雄 米谷幸太郎 同	同
福田 昌實 森 正道 同	同
森 暉美 林 繁雄 同	同

鳥取縣告示第三百五十三號

助産婦名簿より次の者を取消した。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡上北條村大字大塚二二一ノ二

開業地 同

昭和二十二年八月六日死亡により昭和二十二年八月七日助産婦名簿より取消す

岸 田 美 知

明治八年二月十四日生

◇鳥取縣告示第三百五十四號
昭和二十二年七月十六日附米川普通水利組合管理者及び新開川普通水利組合管理者を次のように變更した。
昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣事務吏員 山 本 傳 藏

米川普通水利組合管理者を解く
新開川普通水利組合管理者を解く

鳥取縣事務吏員 篠 田 伊三郎

米川普通水利組合管理者を命ずる
新開川普通水利組合管理者を命ずる

◇鳥取縣告示第三百五十五號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く齒科醫師たる保險醫を次のように指定した。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名 診療所所在地 保險醫氏名 指定年月日

醫科 東伯郡赤碕町大字 平田正義・昭和二十二年八月十四日
赤碕一七一四

◇鳥取縣告示第三百五十六號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く齒

科醫師たる保險醫を次のように指定した。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名 診療所所在地 保險醫氏名 指定年月日

齒科 東伯郡社村字横田 桑名佐太郎 昭和二十二年八月十四日

同 米子市錦町一丁目一五〇 小川弘之 同

同 東伯郡赤碕町大字赤碕 平田正義 同

選挙告示

◇選挙告示第二十一號

農地調整法施行令第四十三條に於て準用する第二十條の規定により鳥取縣農地委員會委員、第一區、第二區選挙區に於ける繰上補充の選挙會を次のように開催する。

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、第一選挙區繰上補充選挙會

場所 岩美地方事務所
日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

二、第二選挙區繰上補充選挙會

場所 西伯地方事務所
日時 昭和二十二年八月二十日午前九時

昭和二十二年八月十五日附録
昭和二十二年八月十五日發行

鳥取縣公報

昭和二十二年八月十五日

鳥取縣農林部東町
鳥取縣農林部東町
鳥取縣農林部東町